

区民委員会報告資料

令和 7 年 7 月 1 日

報告事項件名	頁
1 五反野駅公衆喫煙所設置場所の再検討について	2
2 第 2 期足立区子育てサロン整備計画（案）の策定について	4
3 ワーク・ライフ・バランス推進企業 e ラーニングの実施について	6
4 ギャラクシティ臨時休館に伴い発生した損害賠償の和解について	8
5 ギャラクシティの設備更新に伴う改修工事について	10
6 学習センターでの小学生向け夏休み子どもの居場所事業の実施について . .	12
7 学習センターの空き室を活用した中高生向け学習スペースの提供について .	14
8 学びピア 2 1 の土地賃貸借契約に基づく賃料見直しの不履行について . . .	16
9 高野小学校跡地スポーツ施設の設置に向けた進捗状況について	19
10 学校開放制度改革のスケジュール変更について	27
11 デフリンピックの機運醸成・競技会場来場者歓迎事業について	29
12 「足立区図書館サービスデザインアクションプラン」の策定について . . .	31
13 中央図書館のリニューアルに係る設計業務委託事業者選定委員会（公募型プロポーザル方式）の実施について	33
14 「あだち電子図書館」の実績と今後の方針について	35
15 「あだちはじめてえほん」事業の令和 6 年度実績について	38

（地域のちから推進部）

区民委員会報告資料

令和7年7月1日

件名	五反野駅公衆喫煙所設置場所の再検討について
所管部課名	地域のちから推進部地域調整課
内容	五反野駅交通広場内の公衆喫煙所（コンテナ型）の設置計画について、近隣住民へ説明を行ってきたが、計画反対の陳情書が提出される等の強い反対が続いている。そのため、<u>現在計画している場所（交通広場内奥の緑地帯）以外での設置の可能性について、再検討することとしたため、報告する。</u> 1 公衆喫煙所の整備を計画していた場所 <案内図> 2 公衆喫煙所整備に係るこれまでの経過 令和元年及び令和3年に、五反野駅交通広場におけるコンテナ型喫煙所の整備に向けた調整を行ったが、近隣住民の理解が得られず、整備着手に至っていなかった。 3 地元関係者等への説明期間 令和7年2月14日～令和7年4月23日 4 説明対象者 ① 近隣の2つの地区町自連 ② 敷地が交通広場に接地する居住者・地権者

5 公衆喫煙所整備の説明に対する意見

(1) 地区町自連からの意見

設置に対する意見表明はなし。

(2) 近隣居住者・地権者からの意見

ア これまで区が設置してきた喫煙所の周辺は、商業施設や商業店舗、大きな道路等である。ここは、住宅地で閑静な場所であり、多くの喫煙者が住居のそばに集まってくることは、精神的に苦痛である。

イ 設置候補場所に喫煙者が集まることは、近くでの路上飲酒による長時間滞在、大声での会話による騒音等の問題発生が懸念され、防犯・安全管理上で非常に不安を覚え、恐怖心を抱く。

ウ 設置候補場所は、たくさん子どもたちが遊んでいる。また、地域の方から親しまれている桜の木もあり、多くの方が散歩に来る場所であるため、喫煙所の設置は反対。

6 地元説明後の近隣居住者・地権者の方の動き

(1) 反対看板の掲示

近隣居住者・地権者の複数の方が各敷地内に喫煙所の設置に反対する看板を掲示された。

(2) 設置計画反対の陳情書及び署名簿の提出

公衆喫煙所の設置計画に反対する陳情書と署名簿が区長あてに提出された（４８世帯分 ５月９日現在）。

7 今後の方針

(1) 今回、説明を行った近隣住民の方等に対して、地元意見の集約結果及び区の今後の方針について、丁寧な説明を行っていく。

(2) 駅周辺における路上等での迷惑喫煙行為については、路上喫煙防止指導員による迷惑喫煙防止のパトロールを重点的に行っていく。

区 民 委 員 会 報 告 資 料

令和 7 年 7 月 1 日

件 名	第 2 期足立区子育てサロン整備計画（案）の策定について
所管部課名	地域のちから推進部住区推進課
内 容	「第 1 期足立区子育てサロン整備計画」は、令和 6 年までの計画であった。令和 7 年度から今後 5 年間の「第 2 期足立区子育てサロン整備計画」を別添資料 1 のとおり策定したため報告する。 なお、本計画は「足立区子ども・子育て支援事業計画」に基づき策定している。 1 第 2 期足立区子育てサロン整備計画（案）のポイント 第 1 期足立区子育てサロン整備計画では、ハード面（施設整備数と施設類型）のみの内容であったが、第 2 期では子ども・子育て支援に関するニーズ調査や利用者アンケートの結果を踏まえて、ソフト面も含めた 5 つの項目を重視した内容に変更した。 (1) 子育てサロンの整備数【第 1 期から継続】 「第 1 期子育てサロン整備計画」で予定していた全体数 69 か所を維持していく。 (2) 施設類型 3 タイプの定義と機能分担【第 1 期から継続】 3 タイプ(商業施設等内、拠点型、児童館型)の分類を今後も継続していく。なお、面積 100 ㎡以上かつ駐車場がある子育てサロンについては、区内全域からの集客が見込まれるため、商業施設内でも大型施設に位置づけていく。 (3) 環境整備【第 2 期から新規】 親子が過ごしやすい環境を整えていくため、遊具の選定や買い替えの時期の基準を定めていく。 (4) 開室時間の延長【第 2 期から新規】 職員配置やセキュリティ等の施設状況に応じて、可能な施設から着手していく。 (5) 一時預かり【第 2 期から新規】 既存の施設では、拡大しない。新規開設および移転する施設で、一時預かり専用のスペースや二方向避難の確保ができる場合は、実施の可否を検討していく。 2 計画期間 令和 7 年度から令和 11 年度の 5 年間

	3 今後の方針 区内を6地域（千住、綾瀬、佐野、梅田・中央本町、竹の塚、江北・鹿浜、新田）に分け、各地域に役割の異なる3タイプの子育てサロンをバランスよく整備していく。
--	---

区民委員会報告資料

令和7年7月1日

件 名	ワーク・ライフ・バランス推進企業 e ラーニングの実施について								
所管部課名	地域のちから推進部多様性社会推進課								
内 容	ワーク・ライフ・バランス推進のため、以下の事業を新規に実施する。 1 名称 ワーク・ライフ・バランス推進企業 e ラーニング 2 目的 従来の企業向け講座は、特定の時間に受講する必要があり内容も限られていたため、ワーク・ライフ・バランスに関するより多くのテーマを、時間や場所に縛られずに受講できる環境を提供することを目的とする。 3 対象 常時雇用する従業員の数がおおむね300人以下で、区内の事業所で実質的に事業活動を行っている事業者（医療法人、社会福祉法人、学校法人等の公益法人、個人事業主も対象） 4 内容・科目 (1) インターネット上に掲載された講義動画等の学習コンテンツを受講者が視聴して学習する。パソコン、タブレット端末、スマートフォンで受講期間終了まで24時間いつでも受講可能。 (2) ワーク・ライフ・バランスの推進に必要な法令知識・ノウハウ・最新事例等を学べるセミナーを含む約400講座 (3) 年度末までにアンケートを兼ねた受講報告書を提出する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>主な分野</th><th>主なコンテンツ</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ワーク・ライフ・バランス関連</td><td>育児・介護との両立支援、男性育休、労務管理、人事評価、タイムマネジメント、リモートワーク、ハラスメント、メンタルヘルス</td></tr> <tr> <td>多様性</td><td>LGBT基礎、アンコンシャス・バイアス、ダイバーシティ&インクルージョン</td></tr> <tr> <td>その他 キャリアアップ等</td><td>ビジネス文書、ビジネスマナー、プレゼンテーション、リーダー講座、キャリアデザイン、英会話、資料の作り方</td></tr> </tbody> </table> ※ 株式会社インソースと契約する e ラーニング視聴サービス「Leaf Lightning STUDIO」を使用 5 受講料 無料（受講に係る通信費は受講者にて負担）	主な分野	主なコンテンツ	ワーク・ライフ・バランス関連	育児・介護との両立支援、男性育休、労務管理、人事評価、タイムマネジメント、リモートワーク、ハラスメント、メンタルヘルス	多様性	LGBT基礎、アンコンシャス・バイアス、ダイバーシティ&インクルージョン	その他 キャリアアップ等	ビジネス文書、ビジネスマナー、プレゼンテーション、リーダー講座、キャリアデザイン、英会話、資料の作り方
主な分野	主なコンテンツ								
ワーク・ライフ・バランス関連	育児・介護との両立支援、男性育休、労務管理、人事評価、タイムマネジメント、リモートワーク、ハラスメント、メンタルヘルス								
多様性	LGBT基礎、アンコンシャス・バイアス、ダイバーシティ&インクルージョン								
その他 キャリアアップ等	ビジネス文書、ビジネスマナー、プレゼンテーション、リーダー講座、キャリアデザイン、英会話、資料の作り方								

6 1事業者あたりの受講者数

3人まで（代表者や人事労務担当者を対象）

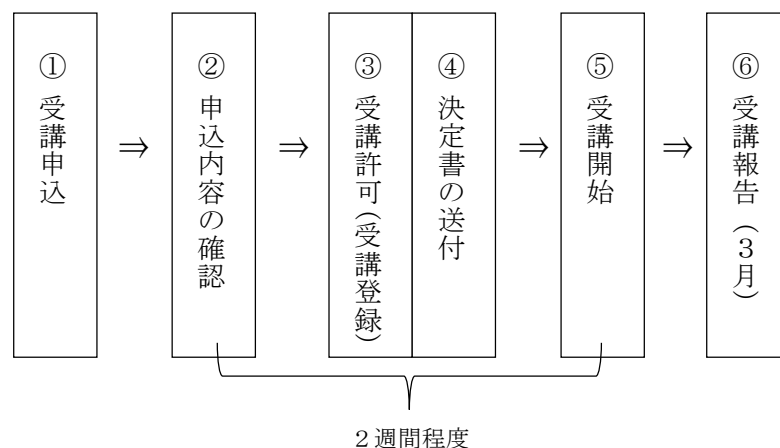
※ 初年度の対象者は、社内全体の取り組みを促進する役割を担う代表者や人事労務担当者に知識を取得してもらうことを目的として設定。

※ 受講用のIDやパスワードは複数人での利用や使い回しは不可。

【参考】

契約ID	300ID（見込み100社×3ID）
予算額	180万円（1ID当たり6,000円）

7 受講までの流れ



※ ①⑤⑥は事業者が行うもの。

8 申込期間、受講期間

申込期間（※）	受講期間
令和7年6月26日（木）～ 令和8年2月27日（金）	令和7年7月14日（月）～ 令和8年3月27日（金）

※ 先着順。上記期限内であっても、申込が予定件数に達した際には受付終了（状況によっては補正計上も検討）

9 申請方法

電子メール、オンライン申請

10 今後の方針

- （1）区ホームページ、フェイスブック、X（旧ツイッター）で周知する。
- （2）産業経済部が管理する「企業情報データベース」から抽出してチラシを郵送する。また、関係企業団体（法人会・商工会議所・商連など）の会合等の機会を通じて説明を行う。
- （3）令和7年度の受講状況を見ながら、次年度のスキームを検討していく。

区民委員会報告資料

令和7年7月1日

件名	ギャラクシティ臨時休館に伴い発生した損害賠償の和解について																		
所管部課名	地域のちから推進部生涯学習支援室地域文化課																		
内容	令和7年1月18日（土）、ギャラクシティで非常用発電機が正常に作動しない不具合が発生したため、復旧するまでの間、臨時休館とした。原因は、指定管理者である、みらい創造堂（以下「指定管理者」という。）による保守点検時の人為的な瑕疵によるものであった。 臨時休館により発生した損害賠償についての区と指定管理者との和解成立に伴う専決処分について、以下のとおり報告する。 1 和解の内容 損害賠償として2, 492, 094円を指定管理者が区へ支払う。 （算定内訳） <table><tr><th>No.</th><th>項 目</th><th>金 額</th></tr><tr><td>1</td><td>休館に伴い損失した施設利用料等</td><td>134,720 円</td></tr><tr><td>2</td><td>当該対応に要した区職員の人件費</td><td>309,854 円</td></tr><tr><td>3</td><td>休館中の指定管理料</td><td>1,351,200 円</td></tr><tr><td>4</td><td>瑕疵による保守業務未達成分の保守点検費用</td><td>696,320 円</td></tr><tr><td colspan="2">合 計</td><td>2,492,094 円</td></tr></table> 2 事案概要 （1）発生原因 令和6年12月、指定管理者が電気法に基づく年次点検で、発電機器に接続された端子を離線して試験した後、離線した端子を戻し忘れたため。 （2）対応 災害時等の利用者の安全を考慮し、施設休館を決定した。 休館日 令和7年1月18日（土）	No.	項 目	金 額	1	休館に伴い損失した施設利用料等	134,720 円	2	当該対応に要した区職員の人件費	309,854 円	3	休館中の指定管理料	1,351,200 円	4	瑕疵による保守業務未達成分の保守点検費用	696,320 円	合 計		2,492,094 円
No.	項 目	金 額																	
1	休館に伴い損失した施設利用料等	134,720 円																	
2	当該対応に要した区職員の人件費	309,854 円																	
3	休館中の指定管理料	1,351,200 円																	
4	瑕疵による保守業務未達成分の保守点検費用	696,320 円																	
合 計		2,492,094 円																	

3 経過

発生日	対 応
12月9日(月)	電気法に基づく電気工作物点検実施
1月17日(金)	不具合を確認し、ギャラクシティ休館を決定 利用者へ周知開始
1月18日(土)	《施設休館》 夜9時に復旧確認したため、利用再開を決定
1月19日(日)	施設再開
3月4日(火)	区から指定管理者に対して損害賠償額を通知
4月24日(木)	指定管理者が承諾

区 民 委 員 会 報 告 資 料

令和 7 年 7 月 1 日

件 名	ギャラクシティの設備更新に伴う改修工事について								
所管部課名	<u>地域のちから推進部生涯学習支援室地域文化課</u> 施設営繕部西部地区建設課								
内 容	ギャラクシティ及び西新井文化ホールは、平成 6 年 4 月に開設し、本年 3 月で築 31 年を迎えた。平成 25 年の大幅なリニューアル以降、区内外から多くの利用者が来館している。しかし、設備の老朽化に伴い、令和 9 年 4 月から電気・機械設備の更新工事を予定している。 については、今後の施設の改修方針について、次のとおり報告する。 1 改修内容 (1) 改修を検討するうえでの課題 ア 改修費用の高騰 人件費や資材の高騰により、中期財政計画に記載の改修費用（約 80 億円）から大きく増額となる見込みである。 イ 土地賃貸借契約の期限 東京都が築 50 年の時点で都住の建て替えの可否を判断するため、契約期間が前期 30 年から今期 20 年に短縮された。現時点で再度の契約更新の可否は定かではない。 【前回の契約期間】 平成 6 年 3 月 24 日～令和 6 年 3 月 23 日（30 年） 【現在の契約期間】 令和 6 年 3 月 24 日～令和 26 年 3 月 31 日（20 年） (2) 改修規模 上記の状況から、今回の大規模改修については、施設維持のための電気・機械設備を中心とした改修にとどめる。 ア 改修内容 <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事区分</th><th>主な改修内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建 築</td><td>① 外壁・屋上防水改修 ② 地下階漏水補修 ③ ホール天井改修</td></tr> <tr> <td>電 気</td><td>① 受変電・照明(LED 化)改修 ② 自火報・放送等改修 ③ 非常用発電機改修 ④ 舞台照明・音響改修</td></tr> <tr> <td>機 械</td><td>① 空調設備・給排水設備改修 ② 消防設備改修 ③ 自動制御設備改修</td></tr> </tbody> </table>	工事区分	主な改修内容	建 築	① 外壁・屋上防水改修 ② 地下階漏水補修 ③ ホール天井改修	電 気	① 受変電・照明(LED 化)改修 ② 自火報・放送等改修 ③ 非常用発電機改修 ④ 舞台照明・音響改修	機 械	① 空調設備・給排水設備改修 ② 消防設備改修 ③ 自動制御設備改修
工事区分	主な改修内容								
建 築	① 外壁・屋上防水改修 ② 地下階漏水補修 ③ ホール天井改修								
電 気	① 受変電・照明(LED 化)改修 ② 自火報・放送等改修 ③ 非常用発電機改修 ④ 舞台照明・音響改修								
機 械	① 空調設備・給排水設備改修 ② 消防設備改修 ③ 自動制御設備改修								

イ 改修費用（現在の見込み）

130億円

ウ スケジュール（予定）

年 月	内 容
令和 6年6月 ～ 令和 8年6月	基本設計、実施設計
令和 8年7月 ～ 令和 9年4月	予算計上、議会の承認
令和 9年3月 ～	ギャラクシティ休館
令和 9年4月 ～ 令和12年3月	改修工事
令和12年5月 ～	ギャラクシティ再開

2 課題と今後の対応

No.	課 題	今後の対応
1	今後、更に改修費用が増額する可能性がある。	改修に伴う実施設計及び工事金額の積算を進めていくが、変更が発生した場合に限らず、進捗について随時報告を行う。
2	休館期間中、区やギャラクシティで支援している団体への対応について検討が必要。	工事着工までに区やギャラクシティで支援している団体の活動場所の確保に努めていく。
3	東京都との土地賃貸借契約は、現時点で再度の契約更新の可否が定かではない。	令和26年度以降の契約更新について、東京都の意向を随時確認していく。

3 その他

（1）これまでギャラクシティにかかった工事費用

ア 件 数 41件（新築、リニューアル工事含む）

イ 費用総額 127億7695万1232円（①+②）

【工事費用の内訳】

	項 目	工事内容	金 額
① 新 築	新築工事 （平成元年～5年）	・電気・機械設備 ・舞台機構 等	114億2818万1332円
② 維 持 管 理 ＋ 改 修	施設の維持管理 （平成6年～15年）	・監視設備改修 ・外構改修 等	4418万6850円
	施設の維持管理 （平成16年～25年）	・空調設備改修 ・電気設備改修 等	1億3990万0950円
	リニューアル工事 （平成23年～25年）	・内装改修 ・外装改修 等	9億5345万2500円
	施設の維持管理 （平成26年～現在）	・特定天井改修 ・ボイラー改修 等	2億1122万9600円
合 計			13億4876万9900円

区 民 委 員 会 報 告 資 料

令和 7 年 7 月 1 日

件 名	学習センターでの小学生向け夏休み子どもの居場所事業の実施について
所管部課名	地域のちから推進部生涯学習支援室生涯学習支援課
内 容	令和 6 年度に引き続き、地域学習センター等の学習室を夏休み期間中の居場所として開放する「夏休み子どもの居場所事業」を以下のとおり実施する。 1 実施概要 (1) 実施期間・利用時間 ア 令和 7 年 7 月 22 日（火）から令和 7 年 8 月 29 日（金）までの計 28 日間 月曜日から金曜日（祝日及び施設休館日を除く） イ 午前 9 時から午後 5 時まで (2) 実施場所 生涯学習センター及び区内 13 箇所の地域学習センターの各 1 室（最大 72 名、最少 16 名） (3) 対象 原則、区内在住の小学生（事前申込は不要） 2 実施内容 (1) 「居場所」の提供（学習、軽い遊び、ゲームなど、Wi-Fi 使用可能） (2) お弁当を持参しての飲食可能 (3) センター職員 2 名が常駐で見守り ※ 学習指導や預り保育は行わない。 3 昨年度との変更点 (1) これまでの C4th Home&School での配信に加え、チラシを小学校へ配布し、周知を強化する。 (2) 簡単な利用者アンケートを行い、次年度以降の改善につなげる。 (3) 定員に空きがあれば、未就学児（保護者同伴）の利用可能とする。 4 スケジュール (1) C4th Home&School で小学校へ配信（6 月 10 日、7 月 10 日） (2) 小学校へチラシ配布（7 月上旬） (3) あだち広報（6 月 25 日号）へ掲載

	5 今後の方針 (1) チラシ、ホームページ、SNS、ミニコミ紙でPRを行う。 (2) 令和6年度に、窓ガラスの破損や一般利用者への迷惑行為が見られたため、職員による見回りを強化する。 (3) 夏休み期間、新たに実施する「中高生向け学習スペースの提供」と併せて、こどもまんなか社会の実現に向けた取り組みとして進めていく。
--	---

区民委員会報告資料

令和7年7月1日

件名	学習センターの空き室を活用した中高生向け学習スペースの提供について										
所管部課名	地域のちから推進部生涯学習支援室生涯学習支援課										
内容	夏休みの期間中、中高生の自主的な学習活動を支援するため、勉強や読書が行える学習スペースの無料開放を新規事業として実施する。 1 実施概要 (1) 実施期間 令和7年7月21日（月・祝）から令和7年8月31日（日）の開館日のうち、学習室等の予約が入っていない日（土日祝日を含む。） (2) 場所及び時間 <table><tr><th>施設種別</th><th>場所</th><th>時間帯</th></tr><tr><td>生涯学習センター</td><td>研修室 1 室 (最大90人) (最少30人)</td><td>午前：9時～12時30分 午後：1時～5時30分</td></tr><tr><td>地域学習センター</td><td>学習室 1 室 (最大72人) (最少10人)</td><td>午前：9時～12時30分 午後：1時～5時00分</td></tr></table> ※ 1日（午前、午後）を通して同室で実施する場合、続けて利用可能 (3) 対象 区内在住又は在学の中学生と高校生（事前申込は不要） 2 実施詳細 (1) 前日午後8時の施設予約の締切時点で空き室がある場合に、翌日の実施を決定し、速やかにホームページ、SNSで学習室等の開放を周知する。 (2) パソコンやタブレットを使用するためのWi-Fiを設置する。 (3) 飲食（軽食）を可能とする。 3 スケジュール (1) 区内高校へ通知（7月上旬） (2) 中学校へC4th Home&Schoolで配信（7月10日） (3) あだち広報（7月10日号）へ掲載		施設種別	場所	時間帯	生涯学習センター	研修室 1 室 (最大90人) (最少30人)	午前：9時～12時30分 午後：1時～5時30分	地域学習センター	学習室 1 室 (最大72人) (最少10人)	午前：9時～12時30分 午後：1時～5時00分
施設種別	場所	時間帯									
生涯学習センター	研修室 1 室 (最大90人) (最少30人)	午前：9時～12時30分 午後：1時～5時30分									
地域学習センター	学習室 1 室 (最大72人) (最少10人)	午前：9時～12時30分 午後：1時～5時00分									

	4 今後の方針 (1) チラシ、ホームページ、SNS、ミニコミ紙、当日の館内掲示でPRを行う。 (2) 学習活動支援の場として、各センターでは中高生が勉強や読書に取り組みやすい環境、ルールを整える。 (3) 小学生向け「夏休み子どもの居場所事業」、その他子ども向けの夏休み期間中の取り組みと併せて周知するなど、効果的な事業推進を図る。 (4) 午後5時以降の利用希望があった場合や学習スペースを提供できない日は、各学習センターの図書館やフリースペース、区役所1階アトリウムのフリースペース等を案内する。
--	---

区 民 委 員 会 報 告 資 料

令和 7 年 7 月 1 日

件 名	学びピア 2 1 の土地賃貸借契約に基づく賃料見直しの不履行について																																																																																																						
所管部課名	地域のちから推進部生涯学習支援室生涯学習支援課																																																																																																						
内 容	区は、東京都住宅供給公社（以下、「J K K」という。）が学びピア 2 1 を使用するにあたり、賃貸借契約に基づき賃料を徴収している。 近年、土地価格が高騰しているが、平成 1 7 年度以降見直しを行っておらず、相場価格と比較して低い金額で賃料を設定していることが判明した。 については、今後、J K K と近傍の土地価格に応じた賃料にかかる協議を行っていく。また、生じている適切な賃料との差異について、区の考え方を次のとおり報告する。 1 これまでの経過 <table><tr><th>年 月</th><th>内 容</th><th>賃料（年額）</th></tr><tr><td>平成 9 年 2 月</td><td>区と J K K が契約締結 （契約期間 3 0 年間）</td><td>13, 697, 028 円</td></tr><tr><td>平成 1 5 年 1 0 月</td><td>土地価格が下落したため、J K K から賃料減額の協議依頼</td><td></td></tr><tr><td>平成 1 7 年 4 月</td><td>区と J K K の合意に基づき賃料を変更</td><td>10, 957, 620 円</td></tr></table> ↑ 平成 1 7 年度以降の 2 0 年間、賃料にかかる見直しを行っていない <table><tr><td>令和 7 年 4 月</td><td>契約更新にあたり賃料の差異を確認</td><td>協議中</td></tr></table> 近傍土地価格に応じた賃料と現行賃料の差額 <table><caption>近傍土地価格に応じた賃料と現行賃料の差額</caption><tr><th>年度</th><th>近傍土地価格に応じた賃料（年額）</th><th>契約上の賃料（年額）</th></tr><tr><td>H9</td><td>1,370</td><td>13,697,028</td></tr><tr><td>H10</td><td>1,300</td><td>13,697,028</td></tr><tr><td>H11</td><td>1,250</td><td>13,697,028</td></tr><tr><td>H12</td><td>1,200</td><td>13,697,028</td></tr><tr><td>H13</td><td>1,150</td><td>13,697,028</td></tr><tr><td>H14</td><td>1,100</td><td>13,697,028</td></tr><tr><td>H15</td><td>1,050</td><td>13,697,028</td></tr><tr><td>H16</td><td>1,000</td><td>13,697,028</td></tr><tr><td>H17</td><td>1,048</td><td>10,957,620</td></tr><tr><td>H18</td><td>1,100</td><td>10,957,620</td></tr><tr><td>H19</td><td>1,200</td><td>10,957,620</td></tr><tr><td>H20</td><td>1,400</td><td>10,957,620</td></tr><tr><td>H21</td><td>1,484</td><td>10,957,620</td></tr><tr><td>H22</td><td>1,450</td><td>10,957,620</td></tr><tr><td>H23</td><td>1,400</td><td>10,957,620</td></tr><tr><td>H24</td><td>1,400</td><td>10,957,620</td></tr><tr><td>H25</td><td>1,400</td><td>10,957,620</td></tr><tr><td>H26</td><td>1,400</td><td>10,957,620</td></tr><tr><td>H27</td><td>1,400</td><td>10,957,620</td></tr><tr><td>H28</td><td>1,450</td><td>10,957,620</td></tr><tr><td>H29</td><td>1,500</td><td>10,957,620</td></tr><tr><td>H30</td><td>1,550</td><td>10,957,620</td></tr><tr><td>H31</td><td>1,650</td><td>10,957,620</td></tr><tr><td>R2</td><td>1,750</td><td>10,957,620</td></tr><tr><td>R3</td><td>1,800</td><td>10,957,620</td></tr><tr><td>R4</td><td>1,800</td><td>10,957,620</td></tr><tr><td>R5</td><td>1,850</td><td>10,957,620</td></tr><tr><td>R6</td><td>1,928</td><td>10,957,620</td></tr></table>	年 月	内 容	賃料（年額）	平成 9 年 2 月	区と J K K が契約締結 （契約期間 3 0 年間）	13, 697, 028 円	平成 1 5 年 1 0 月	土地価格が下落したため、J K K から賃料減額の協議依頼		平成 1 7 年 4 月	区と J K K の合意に基づき賃料を変更	10, 957, 620 円	令和 7 年 4 月	契約更新にあたり賃料の差異を確認	協議中	年度	近傍土地価格に応じた賃料（年額）	契約上の賃料（年額）	H9	1,370	13,697,028	H10	1,300	13,697,028	H11	1,250	13,697,028	H12	1,200	13,697,028	H13	1,150	13,697,028	H14	1,100	13,697,028	H15	1,050	13,697,028	H16	1,000	13,697,028	H17	1,048	10,957,620	H18	1,100	10,957,620	H19	1,200	10,957,620	H20	1,400	10,957,620	H21	1,484	10,957,620	H22	1,450	10,957,620	H23	1,400	10,957,620	H24	1,400	10,957,620	H25	1,400	10,957,620	H26	1,400	10,957,620	H27	1,400	10,957,620	H28	1,450	10,957,620	H29	1,500	10,957,620	H30	1,550	10,957,620	H31	1,650	10,957,620	R2	1,750	10,957,620	R3	1,800	10,957,620	R4	1,800	10,957,620	R5	1,850	10,957,620	R6	1,928	10,957,620
年 月	内 容	賃料（年額）																																																																																																					
平成 9 年 2 月	区と J K K が契約締結 （契約期間 3 0 年間）	13, 697, 028 円																																																																																																					
平成 1 5 年 1 0 月	土地価格が下落したため、J K K から賃料減額の協議依頼																																																																																																						
平成 1 7 年 4 月	区と J K K の合意に基づき賃料を変更	10, 957, 620 円																																																																																																					
令和 7 年 4 月	契約更新にあたり賃料の差異を確認	協議中																																																																																																					
年度	近傍土地価格に応じた賃料（年額）	契約上の賃料（年額）																																																																																																					
H9	1,370	13,697,028																																																																																																					
H10	1,300	13,697,028																																																																																																					
H11	1,250	13,697,028																																																																																																					
H12	1,200	13,697,028																																																																																																					
H13	1,150	13,697,028																																																																																																					
H14	1,100	13,697,028																																																																																																					
H15	1,050	13,697,028																																																																																																					
H16	1,000	13,697,028																																																																																																					
H17	1,048	10,957,620																																																																																																					
H18	1,100	10,957,620																																																																																																					
H19	1,200	10,957,620																																																																																																					
H20	1,400	10,957,620																																																																																																					
H21	1,484	10,957,620																																																																																																					
H22	1,450	10,957,620																																																																																																					
H23	1,400	10,957,620																																																																																																					
H24	1,400	10,957,620																																																																																																					
H25	1,400	10,957,620																																																																																																					
H26	1,400	10,957,620																																																																																																					
H27	1,400	10,957,620																																																																																																					
H28	1,450	10,957,620																																																																																																					
H29	1,500	10,957,620																																																																																																					
H30	1,550	10,957,620																																																																																																					
H31	1,650	10,957,620																																																																																																					
R2	1,750	10,957,620																																																																																																					
R3	1,800	10,957,620																																																																																																					
R4	1,800	10,957,620																																																																																																					
R5	1,850	10,957,620																																																																																																					
R6	1,928	10,957,620																																																																																																					

2 近傍土地価格に応じた賃料との差額

(1) 生じた差異の合計額

6, 300万円(推定)

※ 近傍の基準地価格の変動率を基に、契約時から毎年度賃料を見直した場合の差額を推定した合計金額

3 原因と発見の端緒

(1) 原因

ア 定期的な賃料見直しに関する規定の未整備

資産活用部で締結している土地の賃貸借契約は、定期的に価格見直しを行う規定となっているが、当該契約においては、その規定が未整備であった。

イ 職員の認識の欠如

土地価格の変動に応じて賃料を改定すべきであるという認識が欠けていたため、近傍の土地価格の確認を行っておらず、その結果、適切な賃料の検討を行わなかった。

(2) 発見の端緒

令和9年2月からの契約更新の準備にあたり、改めて契約書を確認した際に、現行の賃料が実勢価格とは乖離していることに気づいた。

4 今後の対応

(1) 賃料の見直し協議

ア 過去の賃料差額

契約書で「将来に向かって賃料を改定することができる」と定められている。また、過去の支払いに関しては双方の合意の上で支払いが完了されているため、法的には差異にかかる賃料は請求できないが、できる限り協議を行う。

イ 今後の賃料改定

区からJ K Kに対して、速やかに適切な賃料に改定する意思を示すための通知を内容証明郵便で送付し、協議を開始する。

(2) 再発防止策

他の土地賃貸借契約と同様、定期的に価格を見直す規定を追加する。

《参考》当該物件に関する概要

- (1) 施設名 学びピア21※
 (2) 住所 足立区千住5-13-5
 (3) 土地・建物の概要

区 分	所有者	備 考
土 地	足立区	5698.03㎡（住宅にかかる部分）
建 物 (1～7階)	足立区	延べ床面積 18,939㎡
建 物 (8～21階)	JKK	延べ床面積 13,441㎡ (都民住宅として使用)

- (4) 賃貸借期間 30年（平成9年2月15日から令和9年2月14日）
 ※ 「学びピア21」は、あらゆる年齢層の方々のための生涯学習の総合的な施設である。

區民委員會報告資料

令和7年7月1日

件名	高野小学校跡地スポーツ施設の設置に向けた進捗状況について
所管部課名	地域のちから推進部生涯学習支援室スポーツ振興課
内容	高野小学校跡地スポーツ施設の設置に向けた進捗状況を報告する。 1 愛称名募集の応募状況および選考について (1) 募集期間 5月1日から5月31日まで (2) 応募総数 280件 【内訳】 区内在住 241件 区内在勤 25件 区内在学 14件 (3) 選考方法 ア 庁内選考で5点程度候補を選出 イ 地域選考として、庁内選考で選出した候補を江北地区まちづくり連絡会に付議し、最終候補3点程度を選出 ウ 最終候補を対象に区民投票を実施し、最も得票数が多かった候補を愛称名として決定 (4) 選考スケジュール 令和7年 7月 一次選考（庁内選考） 8月 二次選考（地域選考） 9月 最終選考（区民投票） 10月 決定・公表（区ホームページ等） 2 条例制定に伴うパブリックコメントの実施について 高野小学校跡地スポーツ施設の設置条例を制定するにあたり、パブリックコメントを実施する。 (1) 条例素案 別紙1のとおり (2) 実施スケジュール 令和7年 7月 あだち広報7月25日号掲載 8月 パブリックコメント実施 10月 パブリックコメント実施結果報告 12月 条例案の上程

	3 開設までのスケジュール 令和4年 3月 高野小学校跡地スポーツ施設基本計画策定 令和5年1 1月 建築許可取得 令和6年1 2月 工事契約締結、着手 令和8年 2月 工事竣工（予定） 令和8年 春 施設開設（予定）
--	--

○足立区江北多目的運動場条例（素案）

令和 7 年 1 2 月 日 条例第 号

（目的）

第 1 条 この条例は、足立区江北多目的運動場（以下「運動場」という。）を設置することにより、区民の健康と体力増進を図るとともに、地域住民相互の交流及び学習活動を推進し、もって体育、スポーツの振興と、地域住民の福祉向上に寄与することを目的とする。

（名称及び位置）

第 2 条 運動場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 足立区江北多目的運動場

位置 東京都足立区江北五丁目 4 番 1 号

（事業）

第 3 条 運動場は、第 1 条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- （1）健康の増進及び体力の向上に関すること。
- （2）体育、スポーツの普及及び指導に関すること。
- （3）地域住民の相互の交流及び学習活動に関すること。
- （4）施設の使用に関すること。
- （5）前 3 号のほか、区長が必要と認める事業（施設）

第 4 条 運動場の施設は、次のとおりとする。

- （1）多目的広場
- （2）多目的室
- （3）ウォーキングコース
- （4）駐車場
- （5）その他区長が定める施設

（休場日）

第 5 条 運動場の休場日は、次のとおりとする。

- （1）1 月 1 日から同月 3 日まで
- （2）12 月 29 日から同月 31 日まで

2 前項の規定にかかわらず、区長は、必要があると認めたときは、臨時に休場日を定めることができる。

（開場時間）

第6条 運動場の開場時間は、午前9時から午後9時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、区長は、必要があると認めたときは、開場時間を変更することができる。

(使用料)

第7条 第9条第1項に規定する使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表第1に定める使用料を前納しなければならない。

2 駐車場の使用者は、別表第2に定める額を限度として規則で定める使用料を自動車の出場時に納入しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、区長が特別の理由があると認めたときは、使用料を減額又は免除することができる。

(区民無料公開の日)

第8条 区長は、区民に対する体育、スポーツの啓蒙を図るため、特定の日に施設を無料で公開することができる。

(使用の承認)

第9条 第4条第1号及び第2号に掲げる施設を使用しようとする者は、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。

2 区長は、前項の承認に際し、管理上支障があると認めたときは、条件を付することができる。

(使用権の譲渡等の禁止)

第10条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(設備の変更等の禁止)

第11条 使用者は、運動場に特別の設備をし、若しくは変更を加え、又は付帯設備を用途目的以外に使用してはならない。ただし、あらかじめ区長の承認を受けたときは、この限りでない。

(使用料の不還付)

第12条 既に納入された使用料は、還付しない。ただし、区長が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用の不承認)

第13条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第9条第1項に規定する使用の承認をしないものとする。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 営利を目的とすると認められるとき。

(3) 施設の管理上支障があると認められるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、区長が使用を不相当と認めたとき。

(使用承認の取消等)

第14条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第9条第1項に規定する使用の承認を取り消し、又は使用の停止若しくは制限をすることができる。

(1) 第13条第1号から第4号のいずれかに該当するとき。

(2) 使用の目的又は第9条第2項の規定により付した使用の条件に違反したとき。

(3) この条例又は規則に違反し、又は第18条第1項の規定により運動場の管理を行う者（以下「指定管理者」という。）の指示に従わないとき。

(4) 災害その他の事故により施設等の使用ができなくなったとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、区長が運動場の管理上特に必要があると認めたとき。（原状回復の義務）

第15条 使用者は、施設の使用を終了したときは、直ちに原状に回復しなければならない。前条の規定により使用の承認を取り消され、又は使用を停止され、若しくは使用を制限されたときもまた同様とする。

2 指定管理者は、指定の期間が満了したとき又は指定を取り消され、若しくは管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、施設又は付帯設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、区長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償の義務)

第16条 使用者は、運動場の使用に際し、施設等に損害を与えた場合は、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長の承認を得たときは、この限りでない。

2 指定管理者は、施設等に損害を与えたときは、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めたときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(入場の拒否等)

第17条 区長又は指定管理者は、運動場の秩序を乱し、又は乱すおそれがある者に対し、入場を拒否し、又は退場させることができる。

(指定管理者による管理)

第18条 運動場の管理に関する業務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体で区長が指定する指定管理者に行わせることができる。

- 2 前項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、次の表の左欄に掲げる規定のうち同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表右欄のように読み替えるものとする。

第5条第2項	区長は、必要があると認めたときは	第18条第1項の規定により運動場の管理を行う者（以下「指定管理者」という。）は、必要があると認めたときは、区長の承認を受けて
第9条及び第11条から第14条まで	区長	指定管理者
第8条	区長は	指定管理者は、区長の承認を受けて
第14条第3項	第18条第1項の規定により運動場の管理を行う者（以下「指定管理者」という。）	指定管理者

- 3 区長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があるとして認めた場合を除き、規則で定めるところにより公募するものとする。

（指定管理者の指定）

第19条 前条第1項の規定による指定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、区長に申請しなければならない。

- 2 区長は、前項の規定による申請をした者のうちから、規則で定める基準により運動場の目的を最も効果的に実現することができる者を指定管理者の候補者に選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定するものとする。

- 3 区長は、指定管理者を指定し、若しくは指定を取り消したとき又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示するものとする。

（指定管理者選定審査会への諮問）

第20条 前条第2項に規定する指定管理者の候補者の選定審査に際しては、足立区地域学習センタ一条例（平成13年足立区条例第34号）第19条第1項に規定する足立区生涯学習関連施設指定管理者選定審査会に諮問するものとする。

（指定管理者の業務範囲）

第21条 指定管理者の業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 第3条に規定する事業（区長の権限に属するものを除く。）
- (2) 施設の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が運動場の管理運営に必要があると認める業務
(管理の基準)

第22条 指定管理者は、前条に定める業務を適正かつ効率的に行わなければならない。

2 指定管理者及び運動場の業務に従事している者（以下「従事者」という。）は、運動場を使用する者の個人情報適切に保護されるために必要な措置を講ずるとともに、運動場の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者が職務を退いた後においても、同様とする。

(生涯学習関連施設指定管理者評価委員会への諮問)

第23条 運動場の施設運営及び事業内容に関する重要事項については、足立区地域学習センター条例第22条第1項に規定する足立区生涯学習関連施設指定管理者評価委員会に諮問するものとする。

(委任)

第24条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 運動場の施設に係る申請その他の行為は、施行日前においても、この条例の規定の例により行うことができる。

別表第 1（第 7 条関係）

使用料

施設名	単位	使用料
多目的広場	1 時間	1,600円
夜間照明施設		1,000円
多目的室 1		500円
多目的室 2		500円
多目的室 1 と 2		1,000円

備考

- 1 多目的広場を 2 分の 1 に区分して使用する場合は、規定使用料の 5 割の額とする。夜間照明施設も同様の扱いとする。
- 2 使用時間には、準備及び後片付けの時間を含むものとする。

別表第 2（第 7 条関係）

駐車場使用料

単位	区分	使用料
30分につき	普通車	100円 ただし、出場 1 回につき徴収できる額は、1,000円を限度として規則で定める額とする。
	マイクロバス	200円 ただし、出場 1 回につき徴収できる額は、2,000円を限度として規則で定める額とする。

備考

- 1 使用時間が30分未満のとき又は使用時間に30分未満の端数があるときは、30分として計算する。
- 2 駐車場を使用できる時間を経過しても自動車を出場させない使用者については、ただし書の規定は適用しない。
- 3 区長又は指定管理者は、駐車できる自動車を制限することができる。

区民委員会報告資料

令和7年7月1日

件名	学校開放制度改革のスケジュール変更について																																				
所管部課名	地域のちから推進部生涯学習支援室スポーツ振興課																																				
内容	今年度実施を予定している学校開放事業審議会の日程について、次のとおり変更する。																																				
	1 スケジュールの変更																																				
	第1回を7月に先送りした上で、全3回での実施予定とする。																																				
	<table><tr><td></td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td><td>12</td><td>1</td><td>2</td></tr><tr><td>新</td><td></td><td></td><td></td><td>第1回</td><td>課題報告 意見交換</td><td></td><td>第2回</td><td>解決案提示 意見交換</td><td></td><td>第3回</td><td>答申案 まとめ</td></tr><tr><td>旧</td><td>第1回</td><td></td><td>第2回</td><td></td><td>第3回</td><td></td><td>第4回</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	新				第1回	課題報告 意見交換		第2回	解決案提示 意見交換		第3回	答申案 まとめ	旧	第1回		第2回		第3回		第4回				
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2																									
新				第1回	課題報告 意見交換		第2回	解決案提示 意見交換		第3回	答申案 まとめ																										
旧	第1回		第2回		第3回		第4回																														
※ 旧スケジュールは、令和6年12月区民委員会で、「予定」としてお示ししたもの。																																					
2 スケジュール変更の理由																																					
(1) 区民委員を公募したところ、内定者0名（応募者は3名）となり、再度募集する必要がある生じた。																																					
なお、二次募集にあたっては、SNS発信や関係団体への周知を新たに実施し、すでに区民委員4名を決定済みである。																																					
(2) 当初2ヶ月に1回の実施を想定していたが、審議内容を踏まえた修正案検討を都度丁寧に行うために、3ヶ月に1回の開催とする。																																					
3 スケジュール変更の影響																																					
第2回までに予算に係る内容を審議し、令和8年度に制度改革に見通しをつける当初方針に影響はない。																																					

4 今後の予定

第1回審議会を以下のとおり開催予定である。

(1) 日時

令和7年7月28日（月）午前10時から

(2) 内容

ア 委員の委嘱

イ 諮問（学校開放事業の制度見直しに関することを諮問予定）

ウ 諮問事項に関する検討

＜参考＞足立区学校開放事業審議会の所掌事項

足立区教育委員会（以下「委員会」という。）の諮問に応じ、学校開放事業に関する基本的な施策及び具体的な運営方法について審議し、次に掲げる事項について委員会に答申すること。

ア 学校施設の適正な使用に関すること。

イ 団体利用のあり方に関すること。

ウ 利用上のルールに関すること。

エ その他、委員会が必要と認めること。

区民委員会報告資料

令和7年7月1日

件 名	デフリンピックの機運醸成・競技会場来場者歓迎事業について
所管部課名	地域のちから推進部生涯学習支援室スポーツ振興課
内 容	東京武道館で柔道・空手競技が実施される東京2025デフリンピックについて、令和7年第2回定例会にて補正予算が可決された際には、以下のとおり区民への周知及び大会を盛り上げる施策を行う。 1 東京武道館の競技日程 柔道：11月16日（日）～18日（火） 空手：11月23日（日）～25日（火） 【参考】東京2025デフリンピック概要 期 間：11月15日（土）開会式～26日（水）閉会式 参 加 国：70～80か国・地域 参加者数：約6,000名 （選手3,000人、スタッフ等3,000人） 2 機運醸成事業 （1）区内イベントでパネル等のPR展示 来場者の多いイベント等に出展しデフリンピックを知っていただく工夫を行う。 （候補：東京拘置所矯正展、区民まつり、区内商業施設 外） （2）オリジナルノベルティの作成及びイベントでの配布 大会を周知し、興味関心を高めるため、大会エンブレムを印刷したグッズをイベント等で配布する。 （3）デフアスリートによる小中学校出前教室の実施 区内小中学校（5校×2コマを想定）でデフリンピックの周知を通じた聴覚障害の理解促進を図る。 （4）東京武道館を中心としたシティドレッシングの実施 ア 商店街に大会をPRするフラッグを設置する。 イ 駅周辺や学校などに大会イメージと統一感のあるデザインの懸垂幕等を設置する。 （5）広報、SNS発信の実施 100日前や50日前の機会を捉えてSNSによる周知を実施する。 また、大会直前の10月25日号のあだち広報で特集記事を掲載する。

	3 選手・来場者歓迎事業 (1) 地元割当席の確保については、今後都と調整し要望していく。 (2) 観戦者用ノベルティを作成し配付する。 (3) 足立区会場に出場する選手及び関係者に記念品を贈呈する。 4 今後の方針 (1) 当大会の認知度をさらに高め、会場区として大会を成功させるために、今後更なる周知活動を庁内で連携して実施していく。 (2) 地元割当席の確保や会場の集客対策などの会場の屋内、屋外、敷地外の実施内容について都に要望していく。
--	--

区民委員会報告資料

令和7年7月1日

件 名	「足立区図書館サービスデザインアクションプラン」の策定について								
所管部課名	地域のちから推進部生涯学習支援室中央図書館 図書館サービスデザイン担当課								
内 容	足立区立図書館協議会（以下、「協議会」という。）からの答申を踏まえ、「足立区図書館サービスデザインアクションプラン（以下、「アクションプラン」という。）」（別添資料2）を策定したため、次のとおり報告する。 1 策定の背景 （1）単に本を借りたり情報を消費したりする場ではなく、利用者の活動や交流を促進する取り組みを行う図書館が注目されている。 （2）区においてもこのような新たな図書館を目指すため、区立図書館の運営やサービスを見直し、充実させていくアクションプランを策定する。 2 位置づけ・役割 （1）「足立区読書活動推進計画」に基づく行動計画とする。 （2）区立図書館の運営とサービスの見直しの指針とするとともに、具体的なアクションの進行管理を図るものとする。 3 第3回協議会におけるアクションプランへの主な意見 （1）令和7年1月27日（月）、令和6年度の最後となる第3回協議会を開催し、アクションプランに関する最終的な意見交換を行った。 （2）各委員からさまざまな意見をいただいたが、従来の図書館のイメージを変えていくという方向性については、引き続き賛同を得られた。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>主な意見の内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区立図書館の目指す姿</td><td> ① 「本を読む人」「本を読まない人」は限定的な印象があるため、「年齢・性別を問わず」の方が適切。 ② 一方で「図書館は本を読むところ」というイメージが強く、あえて「本を読まない人」と表現することで、「本を読まない人」を呼び込める。 </td></tr> <tr> <td>具体的な取り組み</td><td> ① 図書館がよくなっても、人が来ないと変わらない。「出合いのポイントを増やす」という取り組みはよい。 ② 楽しくなければ図書館には来ない。イベントの企画を増やしていくという方向はよいと思う。 </td></tr> <tr> <td>成果指標・活動指標</td><td> ① 取り組みの成果（アウトカム）と指標がどのような関係にあるのかを丁寧に表現した方がよい。 ② 活動指標については、右肩上がりに増えていくものばかりではないため、割合での設定も検討されたい。 </td></tr> </tbody> </table>	項目	主な意見の内容	区立図書館の目指す姿	① 「本を読む人」「本を読まない人」は限定的な印象があるため、「年齢・性別を問わず」の方が適切。 ② 一方で「図書館は本を読むところ」というイメージが強く、あえて「本を読まない人」と表現することで、「本を読まない人」を呼び込める。	具体的な取り組み	① 図書館がよくなっても、人が来ないと変わらない。「出合いのポイントを増やす」という取り組みはよい。 ② 楽しくなければ図書館には来ない。イベントの企画を増やしていくという方向はよいと思う。	成果指標・活動指標	① 取り組みの成果（アウトカム）と指標がどのような関係にあるのかを丁寧に表現した方がよい。 ② 活動指標については、右肩上がりに増えていくものばかりではないため、割合での設定も検討されたい。
項目	主な意見の内容								
区立図書館の目指す姿	① 「本を読む人」「本を読まない人」は限定的な印象があるため、「年齢・性別を問わず」の方が適切。 ② 一方で「図書館は本を読むところ」というイメージが強く、あえて「本を読まない人」と表現することで、「本を読まない人」を呼び込める。								
具体的な取り組み	① 図書館がよくなっても、人が来ないと変わらない。「出合いのポイントを増やす」という取り組みはよい。 ② 楽しくなければ図書館には来ない。イベントの企画を増やしていくという方向はよいと思う。								
成果指標・活動指標	① 取り組みの成果（アウトカム）と指標がどのような関係にあるのかを丁寧に表現した方がよい。 ② 活動指標については、右肩上がりに増えていくものばかりではないため、割合での設定も検討されたい。								

項目	主な意見の内容
その他	① もう少し寄り添った表現を検討してほしい(「障がいの有無にかかわらず」「誰もが行ける」など)。 ② 本との出会いから情報や知識を得てその先の活動をデザインするという領域に、図書館がどれだけ寄与していくのか、興味がある。 ③ 区民がやりたいこと、図書館でやりたいことを応援する仕組みや伴走できるスタッフが必要。

4 協議会からの答申及びアクションプラン素案からの主な変更点

令和7年2月13日(木)に協議会から中央図書館長への答申を受け、区として最終調整を行ったうえで、アクションプランを策定した。

アクションプラン素案(令和6年11月時点)からの主な変更点は、次のとおり。

- (1)「策定の背景」にアクションプランと「足立区基本構想」との関係を記載(2ページ)
- (2)「区立図書館の使命」の文言を変更(14ページ)

変更前	変更後
地域の生活や暮らしに役立つ図書館	<u>足立での暮らしや学びが楽しくなる図書館</u>

- (3)「区立図書館の目指す姿」の文言を変更(15ページ)

変更前	変更後
より多くの区民に利用されるよう「本を読まない人」も来館する図書館を目指す	<u>本を読む人も読まない人も訪れ、区民でにぎわう図書館</u>

- (4)「中央図書館と地域図書館の役割」を新たに追加(16ページ)

- (5)「具体的な取り組み」に次の項目を追加(22～25ページ)

- ア 本や情報を仲立ちとしたつながりや交流の創出
- イ 本との出会いのポイントを増やす
- ウ 専門スタッフが区民の「調べる」をサポートする
- エ 住民参加の促進
- オ 成果指標・活動指標を新たに設定(27～29ページ)

最終成果指標を「区立図書館があって良かったと思う区民の割合」とした(目標値:令和11年度 30.0%)。

5 今後の方針

- (1)引き続き協議会の意見も取り入れながら、アクションプランに基づき具体的な取り組みを実行する。
- (2)成果指標・活動指標の推移を把握し、取り組みの進行管理を行う。

区民委員会報告資料

令和7年7月1日

件名	中央図書館のリニューアルに係る設計業務委託事業者選定委員会（公募型プロポーザル方式）の実施について																											
所管部課名	地域のちから推進部生涯学習支援室中央図書館 施設営繕部中部地区建設課																											
内容	令和7年第2回定例会にて補正予算が可決された際には、中央図書館のリニューアルに係る設計業務を委託する事業者を、次のとおり公募型プロポーザル方式により選定する。																											
	1業務名 足立区立中央図書館リニューアル基本構想・基本計画策定支援業務及び設計業務委託 2公募型プロポーザル方式を採用した理由 中央図書館リニューアルの設計業務委託においては、令和7年6月に策定した「足立区図書館サービスデザインアクションプラン」に基づき、「本を読む人も読まない人も訪れる図書館」の実現について新たな提案を求めるため、価格競争による入札ではなく、公募型プロポーザル方式を採用する。 3委託内容 <table><tr><th>場所</th><th>基本構想</th><th>基本計画</th><th>基本設計</th><th>実施設計</th></tr><tr><td>1階</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>2階</td><td>○</td><td>○</td><td>(大規模改修時)</td><td>(大規模改修時)</td></tr><tr><td>3階</td><td>○</td><td>○</td><td>(大規模改修時)</td><td>(大規模改修時)</td></tr><tr><td>外構</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr></table> (1) 中央図書館リニューアル基本構想・基本計画策定支援業務 ※ 基本構想・基本計画は1階から3階及び外構まで一体的に策定する。 (2) 中央図書館1階及び外構の改築工事設計業務 以下の理由により2・3階に先行して設計を行う。 ア 長期間の全面閉館を避けるため イ 大規模改修を待たずに、1階部分だけは若者の居場所として先行して整備するため ※ 2・3階の設計については、大規模改修（時期未定）に合わせて設計業務を実施する。				場所	基本構想	基本計画	基本設計	実施設計	1階	○	○	○	○	2階	○	○	(大規模改修時)	(大規模改修時)	3階	○	○	(大規模改修時)	(大規模改修時)	外構	○	○	○
場所	基本構想	基本計画	基本設計	実施設計																								
1階	○	○	○	○																								
2階	○	○	(大規模改修時)	(大規模改修時)																								
3階	○	○	(大規模改修時)	(大規模改修時)																								
外構	○	○	○	○																								

4 契約期間

契約締結日から令和9年6月30日まで（予定）

5 選定委員会（計5名）

委員は学識経験者2名、区民委員2名及び区職員1名を予定

6 今後のスケジュール

実施時期	実施内容
7月下旬	第1回選定委員会（公募関係書類等の決定）
8月上旬	公募（参加表明事業者の募集）
9月上旬	第2回選定委員会（提案書提出事業者の選定）
10月上旬	提案書提出期限
10月下旬	第3回選定委員会（契約候補事業者の特定）

7 今後の方針

- （1）スケジュールに基づきプロポーザル業務を適切に進めていく。
- （2）選定された事業者とともに今後の状況や課題に即して中央図書館リニューアル設計業務を行っていく。
- （3）設計業務を進めるにあたっては、ワークショップ等を通じて区民の意見を取り入れながら進めていく。

区民委員会報告資料

令和7年7月1日

件名	「あだち電子図書館」の実績と今後の方針について																				
所管部課名	地域のちから推進部生涯学習支援室中央図書館																				
内容	電子書籍貸出サービス「あだち電子図書館」について、令和6年度の実績と今後の方針を報告する。 1 実績（令和7年3月31日現在） （1）電子書籍所蔵数 7,198冊 ※ 著作権が消滅した作品など、契約上無料で付帯される書籍を除く。 （2）年間貸出回数 ア 令和5年度と比較して約3,300回（約12%）減少した。 イ 令和5年度的大幅増については、令和4年度から令和5年度にかけて実施した「あだち電子図書館体験キャンペーン（※）」の影響によるものである。 ※ 区立中学校全生徒および区立小学校5,6年生の全児童に電子図書館のIDとパスワードを配付 ウ 令和5年度の上記キャンペーン分を除いた貸出回数と比較すると、令和6年度は約25%伸びている。 電子書籍の年間貸出回数および所蔵数 <table><thead><tr><th>年度</th><th>年間貸出回数 (回)</th><th>年間貸出回数 (体験キャンペーン) (回)</th><th>電子書籍蔵書数 (冊)</th></tr></thead><tbody><tr><td>令和3年度(※)</td><td>13,680</td><td>-</td><td>3,022</td></tr><tr><td>令和4年度</td><td>17,845</td><td>-</td><td>5,431</td></tr><tr><td>令和5年度</td><td>20,204</td><td>8,186</td><td>6,534</td></tr><tr><td>令和6年度</td><td>25,047</td><td>-</td><td>7,198</td></tr></tbody></table> ※ 令和3年度は運用を開始した令和3年7月から令和4年3月まで	年度	年間貸出回数 (回)	年間貸出回数 (体験キャンペーン) (回)	電子書籍蔵書数 (冊)	令和3年度(※)	13,680	-	3,022	令和4年度	17,845	-	5,431	令和5年度	20,204	8,186	6,534	令和6年度	25,047	-	7,198
年度	年間貸出回数 (回)	年間貸出回数 (体験キャンペーン) (回)	電子書籍蔵書数 (冊)																		
令和3年度(※)	13,680	-	3,022																		
令和4年度	17,845	-	5,431																		
令和5年度	20,204	8,186	6,534																		
令和6年度	25,047	-	7,198																		

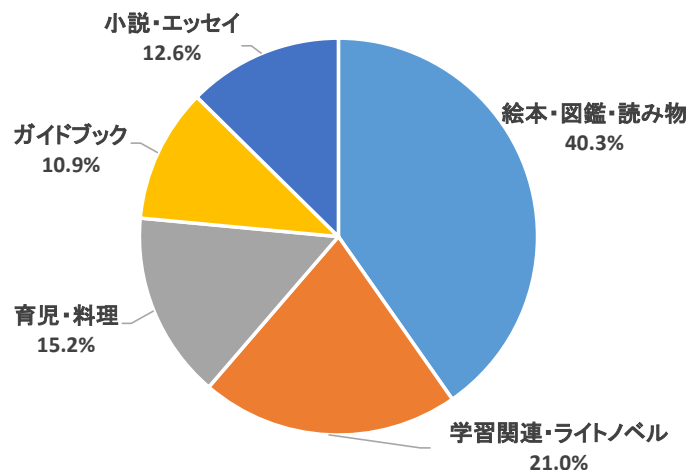
(3) 貸出しの傾向

ア 貸出回数の上位100点を見ると、絵本や図鑑、学習関連、育児・料理で全体の約76%を占めている。

これは、主に子ども・子育て世代向けの電子書籍を中心に選書を行った結果と考えられる。

イ ガイドブックや小説など、一般向けの電子書籍もバランスよく貸し出されている。

貸出回数上位100点の分野別内訳



ジャンル	冊数	主な貸出しの傾向等
絵本・図鑑 ・読み物	1,940	「動く絵本」「音の出る絵本」などの電子書籍 ならではの本、「ももたろう」などの名作
学習関連 ・ライトノベル	1,911	「勉強法」「語学入門」「ノート作成法」などの 学習関連本
育児・料理	697	「お弁当」「おかず」などの料理関連や「インテ リア」「収納」など暮らし関連本
ガイドブック	687	「るるぶ」「まっふる」「地球の歩き方」などの 旅行関連本
小説・エッセイ	1,963	主に一般（大人）向けの本
合 計	7,198	

2 今後の方針

(1) 令和7年度も引き続き「子ども」「子育て世代」向けの書籍を中心
に選書を行っていく。

(2) 令和7年度は新たに2,500冊の電子書籍を購入する。

※ 令和5年度に購入した電子書籍のうち、2年間の期間限定のもの
(約1,800冊)は、令和7年度末までに閲覧不可となる。

令和6年度末 所蔵数	(A)	7, 198冊
令和7年度 新規購入冊数	(B)	2, 500冊
令和7年度末までに閲覧不可となる冊数	(C)	- 1, 800冊
令和7年度末 所蔵見込数	(A + B - C)	7, 898冊
令和8年度末 目標所蔵数		8, 000冊

- (3) 令和5年度にキャンペーンを実施し、年間貸出回数を増やしたが、今後は継続的に区立中学校全生徒および区立小学校5, 6年生の全児童が電子図書館を利用できる仕組みを、教育委員会と連携のうえ検討していく。
- (4) 電子書籍の学校授業における多人数視聴について、一定の手続きを経れば可能となったため、令和7年6月から運用を開始した。学校での利活用が進むよう、教員へのPRを図っていく。
- (5) 「子ども」「子育て世代」向けの書籍を中心に書籍購入を進めてきたことにより、令和8年度の目標所蔵数は達成する見込みである。令和9年度以降の収集方針については、メインターゲットの見直しも含めて検討していく。

区民委員会報告資料

令和7年7月1日

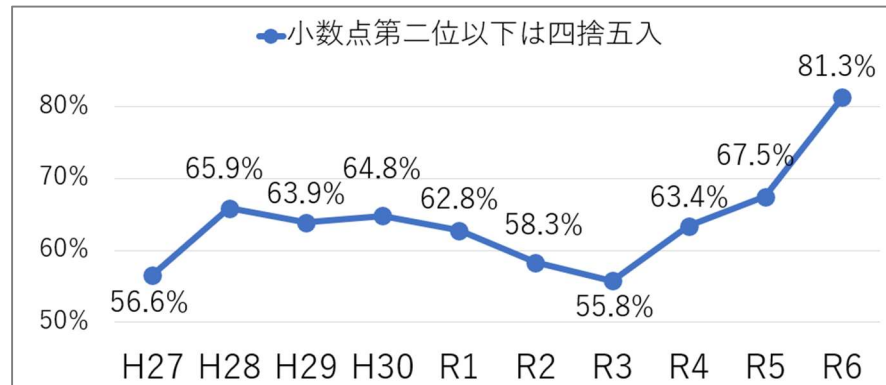
件 名	「あだちはじめてえほん」事業の令和6年度実績について																												
所管部課名	地域のちから推進部生涯学習支援室中央図書館																												
内 容	乳幼児の読書習慣定着のため、健診に合わせて絵本を配付する「あだちはじめてえほん」事業について、令和6年度の実績を報告する。 1 概要 (1) 3～4か月児向け 5か所の保健センターで行っている健診時に、会場で4冊の絵本の中から、希望する一冊を配付する。 (2) 1歳6か月児向け 健診の案内に絵本の引換券を同封し、図書館、児童館、子育てサロン（区内13か所）において、6冊の絵本の中から希望する一冊を配付する。 2 実施状況 (1) 3～4か月児健診 ア 配付対象者数 4, 016人 イ 絵本配付冊数 3, 985冊 ウ 配付率 99.2%（イ÷ア） エ 配付している絵本（希望する一冊を配付） <table><tr><th></th><th>書名</th><th>配付冊数</th><th>割合</th></tr><tr><td>1</td><td>くっついた</td><td>1, 225冊</td><td>30.8%</td></tr><tr><td>2</td><td>じゃあじゃあびりびり</td><td>861冊</td><td>21.6%</td></tr><tr><td>3</td><td>おいしー！べーっ！</td><td>826冊</td><td>20.7%</td></tr><tr><td>4</td><td>いないいないばあ</td><td>773冊</td><td>19.4%</td></tr><tr><td>5</td><td>Good evening Mr.moon ※ （おつきさま こんばんは）</td><td>300冊</td><td>7.5%</td></tr><tr><td></td><td></td><td>3, 985冊</td><td>100.0%</td></tr></table> ※ 英語本。「おいしー！べーっ！」の絶版に伴い、令和6年9月から配付開始。		書名	配付冊数	割合	1	くっついた	1, 225冊	30.8%	2	じゃあじゃあびりびり	861冊	21.6%	3	おいしー！べーっ！	826冊	20.7%	4	いないいないばあ	773冊	19.4%	5	Good evening Mr.moon ※ （おつきさま こんばんは）	300冊	7.5%			3, 985冊	100.0%
	書名	配付冊数	割合																										
1	くっついた	1, 225冊	30.8%																										
2	じゃあじゃあびりびり	861冊	21.6%																										
3	おいしー！べーっ！	826冊	20.7%																										
4	いないいないばあ	773冊	19.4%																										
5	Good evening Mr.moon ※ （おつきさま こんばんは）	300冊	7.5%																										
		3, 985冊	100.0%																										

(2) 1歳6か月児健診

ア 配付対象者数 4, 131人

イ 絵本引換冊数 3, 359冊

ウ 引換率 81.3% (イ÷ア)



※ 令和5年度から約14ポイント上昇した。令和6年度から保健センター2か所（中央本町、東部）にて健診時に直接配付を実施し、両施設の引換率が90%を上回ったことが主な要因。

エ 配付している絵本（希望する一冊を配付）

	書名	配付冊数	割合
1	なでなでなで	947冊	28.2%
2	くまさんくまさんなにみてるの?	760冊	22.6%
3	きんぎょがにげた	678冊	20.2%
4	しろくまちゃんのほっとけーき	644冊	19.2%
5	ごろごろにゃーん	214冊	6.4%
6	くだもの	116冊	3.4%
		3,359冊	100.0%

オ 『ごろごろにゃーん』『くだもの』について

(ア) とともに「リズム」をテーマとした定番絵本。「リズム」は音やことばの繰り返しを楽しむスタイルが多く、子どもには親しみやすいテーマである。

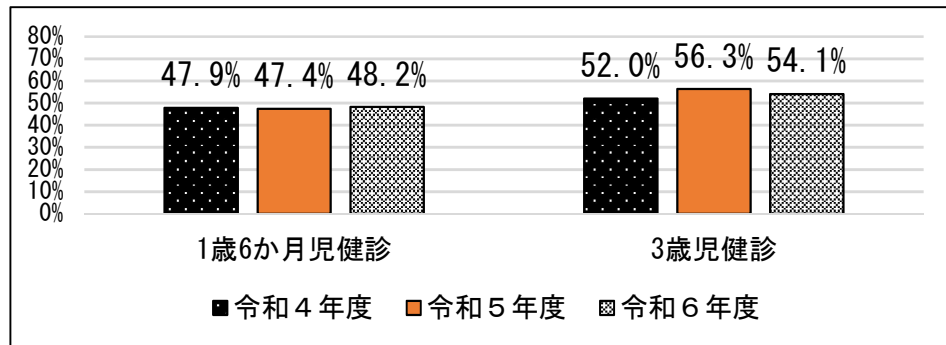
(イ) 配付割合の低迷は、絵本を選ぶ保護者の注目が低いと考えられる。今後は、配付の際に資料の特徴を説明するなど絵本選びのサポートを行っていく。

(ウ) 『くだもの』は、在庫が無くなり次第、配付を終了する。
『ごろごろにゃーん』は、上記(イ)の対応を実施しつつ、当面は配付を継続していく。

3 令和6年度アンケート結果

(1) 子どもの読書冊数は、身近な大人の読書冊数と関係があることを知っている保護者の割合

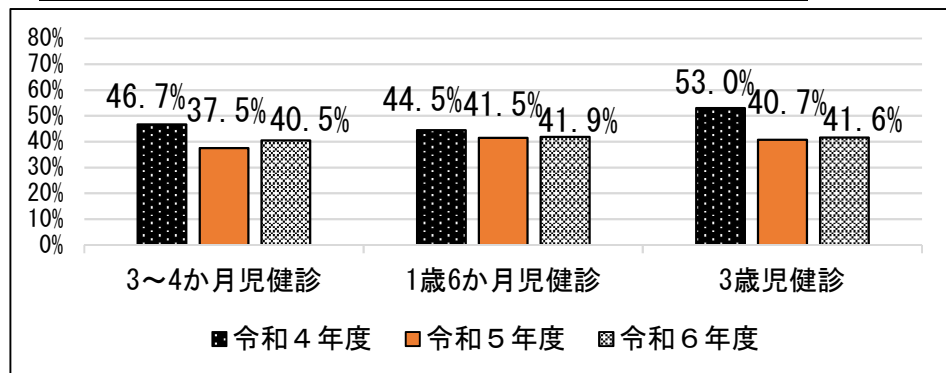
令和5年度と比べ、ほぼ横ばいである。



(2) ほとんど本を読まない保護者の割合

令和5年度と比べて、本を読まない保護者の割合は微増した。

なお、本を読まない理由としては「時間がない」が一番多く、次に「これまでに読む習慣がなかった」が多かった。



4 今後の方針

- (1) 「すこやかプラザ あだち」が開設し、子育てサロンが併設となったことで、引換率が6割強であった江北保健センターも今後は引換率の向上が見込まれる。このため、出張配付は当面中央本町、東部の2か所での実施とし、引き続き引換率の推移を注視していく。
- (2) 事業開始から10年が経過したことを踏まえ、絵本のテーマ等に留意しながら、配付絵本の一部入替についても検討していく。
- (3) 本を読まない保護者向けに、子育て世代が多く利用する商業施設等で司書による出張おはなし会などのアウトリーチ事業の実施や3分野の連携事業を展開していくことで、読書の楽しさを伝え、読書活動に繋げていく。